

令和元年度 福岡市バリアフリー推進協議会 議事録

(1) 日 時：令和元年 11 月 21 日（木） 13 時 30 分から 15 時 00 分

(2) 場 所：天神ビル 10 号会議室

(3) 出席者

会長	外井 哲志	元九州大学大学院 工学研究院 准教授
副会長	中原 義隆	NPO 法人福岡市障害者関係団体協議会 理事長
委員	青木 忠司	西日本鉄道(株) 鉄道事業本部施設部長 代理
委員	上符 友則	九州旅客鉄道(株) 執行役員鉄道事業本部サービス部長 兼 営業部長 代理
委員	鈴木 通仁	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長 代理
委員	小野 和枝	福岡市女性翼の会 会長
委員	東 欣哉	西日本鉄道(株) 執行役員自動車事業本部副本部長 兼 計画部長 代理
委員	小山田 稔	一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会 会長
委員	松原 明子	福岡市PTA協議会 副会長
委員	松岡 法之	福岡県警察本部 交通部交通規制課長 代理
委員	定村 俊満	NPO法人FUKUOKAデザインリーグ 理事長
委員	高山 智恵美	福岡市肢体障がい者福祉協会 副会長
委員	石橋 隆	博多まちづくり推進協議会 事務局長
委員	山本 秀樹	一般社団法人 福岡市ろうあ協会 会長
委員	藤田 幸廣	福岡県脊髄損傷者連合会福岡支部 事務局長
委員	Colleen Mathieu	ラブエフエム国際放送株式会社
委員	丸野 恵美子	福岡市精神保健福祉協議会 副会長
委員	花田 敏秀	社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会 理事長
委員	石橋 正信	福岡市住宅都市局長 代理
委員	駒田 浩良	福岡市道路下水道局長 代理
委員	清家 敬貴	福岡市港湾空港局長 代理
委員	山本 恭久	福岡市交通局理事 代理
委員	舟越 伸一	福岡市保健福祉局長

(4) 次第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議題

- ・福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について

4. その他

- ・福岡市福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル 2014」改訂の概要について
- ・次期福岡市バリアフリー基本計画の策定について

5. 閉会

(5) 議事録

<開会・議題より>

【福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について】

会長 : 資料 1 の説明を事務局よりお願いしたい。

事務局 : <福岡市バリアフリー基本計画ロードマップ令和元年度の資料説明>
資料は 18 ページ 28 項目にわたるので、進展があった主な内容について、項目別に平成 30 年度と令和元年度の取り組みについて説明

会長 : 今の説明に質問や意見があればお願いしたい。

委員 : 最近、福岡でもユニバーサルタクシー（以下、UD タクシー）が増えているが、その仕様はどのようになっているのか教えていただきたい。

住都) 竹下課長 : UD タクシーは、国の認定制度に基づくタクシーで、車いすがそのまま乗ることができるものである。今年度から福岡市でも独自の補助制度を設けた。

会長 : UD タクシーは、国の認定基準に従っているものが 229 台あるということだ。

委員 : 全国調査した際に、乗車拒否の声があったため、仕様に問題がないのか福岡市の場合を確認したかった。ありがとうございます。

委員 : お尋ねなどが 3 つあります。1 つ目が UD タクシーの形状を知りたい。2 つ目は、P9 のエスコートゾーンがどのような形状になっているのか。3 つ目が P10 のバス停の上屋について、聴覚障がい者は、例えば、雨

が降った時に手話ができない。上屋があれば、話ができたり、傘を閉じることができるからとても助かる、

会長 : お尋ねは、タクシーの形状、エスコートゾーン、3つ目はご意見ということでしょうか。

住都) 竹下課長 : UD タクシーについては、形はワゴンタイプで低床型。床が低くなっており、スロープを設置することで車いすに乗ったまま乗降ができる。

委員 : わかりました。ありがとうございます。

会長 : エスコートゾーンはどちらが答えますか。

道下) 辻係長 : エスコートゾーンは、横断歩道の真ん中に道路を渡るための点字ブロックという形で整備をしている。身近で実際に設置している個所は、パルコと福ビルを結ぶ横断歩道のところに整備をしている。

委員 : 初めて聞いた。実際によく見たことがなかったので、今後はよく見てみる。

会長 : UD タクシーの件はよろしいですか。

副会長 : UD タクシーの話が出ているが、藤田委員は、UD タクシーに普段乗られていますか。

委員 : はい。

副会長 : 実情は少し厳しい。実用的でない部分があるので、もっと改良してもらいたいと思っている。

会長 : 担当課でこの問題を研究するなり、ご意見があった旨伝えて、より実用的な車種選択につながるようになればいい。

委員 : 事前に質問していた点の回答をいただきたい。

会長 : 事務局よりお願いしたい。

事務局 : ご意見は2点。点字ブロックのギリギリまで三角コーンをおいて、工事をしていたり、ガードマンも置かずに工事車両を点字ブロック上に平然

と止めている工事業者が多いことを懸念しているので、市としてどのように業者に指導をしているのか、関連して宅配業者、クリーニング業者などが配達先で同様に点字ブロック上に駐停車しているという2点の質問である。

道下) 西村課長：工事業者が道路上で工事を行う場合は、道路占用許可を受ける必要があり、許可に際しては占用場所に視覚障害者誘導用ブロックがあるか確認をしてもらい、ブロックがある場合で、誘導ブロックから十分な距離を確保できない場合には、仮設のブロックシートを置く、または誘導員を配置するということを指示している。

また、その管理方法についても十分確認し、歩行者等の安全が確保できるような指導をしたうえで、道路占用許可を与えている。

占有許可については区役所が担当しているが、現地において申請どおりの対応となっているかも確認しているため、ご意見のような状況があれば、各区役所の維持管理課にご連絡いただきたい。

委員：以前、見かけたときに警察にその状況を報告したところ、道路使用許可証の番号を教えてと言われ、伝えたら、申請書に点字ブロックを書かずに申請していた。こういう事例もあるので、区役所の維持管理課には伝えます。

道下) 西村課長：道路使用許可の話が出たので補足するが、市が道路管理者として許可しているのは道路占有許可、これとは別に道路交通法を所管している警察が交通管理者として許可している、道路使用許可があり、道路上の工事を行う場合には2つの許可が必要となる。

委員：質問の趣旨はそういう業者にどのように指導をしているのかということ。バリアフリーのことを理解していないからそのようなことになるのだと思う。そういう質問をしたつもりである。

道下) 西村課長：質問の内容は承っているので、道路管理者の立場としてお答えした。道路上の占有許可を出すにあたり、視覚障がい者誘導用ブロックのうえに置かない、距離をとるなどの指導をしている。

もし、できていなければ、道路占用許可を与えること自体がどうかという話になるので、区役所も確認はしているが、不十分な場合は、ご一報いただければ、指導していく。

委員：業界の方へのバリアフリーの教育はどうなっているのか。業界にも勉強してもらわなくてはならないのではないかと。

事務局 : 心のバリアフリーとして啓発は行っている。引き続き、機会をとらえて啓発を促進していく。

委員 : 建築業界と宅配業界と伝えたのは、よく見かけるからである。これからも教育を行っていくでは、納得いきかねる。

会長 : 今後、どのように指導していくかということですね。

道下) 西村課長 : 直接の所管ではないが、福岡市では、「工事中の歩行者安全対策の手引き」というものを作成しており、歩行者に対するバリアフリーの実施を工事業者に依頼していると聞いている。

会長 : では、今日の意見を、もう一度所管にも伝えて、しっかりやってもらいましょう。

委員 : そういう風に進めばよいと思う。

会長 : 次回ご報告をお願いしたい。

委員 : 3点伺いたい。1点目は西鉄天神福岡駅の件だが、現在、稼働柵が実証実験中ということだが、これはいつ実用化されるのか。2点目は、JRがほとんどだと思うが、無人駅での安全対策はどのように講じられているのか。もし、自分がホームから転落した場合どういう緊急対策が取られるのか非常に不安だ、3点目は、整備された点字ブロックが老朽化により障害物となり、それに躓き転んだりすることがある。そういう老朽化した部分をどのように回収していくのか、そのあたりの仕組みがあれば、知りたい。

会長 : 1点目が西鉄天神福岡駅の稼働柵について、2点目がJRの無人駅での安全対策、3点目が点字ブロックの老朽化です。順番にお答えいただきます。

西鉄) 山田様 : 福岡駅の昇降ロープ式のホーム柵についてですが、本年度の実証実験を踏まえ、R3年度までには着手していきたいと考えております。

会長 : 続いて、JRさんお願いします。

JR) 森田様 : 無人駅のホームからの転落対策ですが、当社は無人駅の数が多い。今まで3000人以上の駅については、内方線を整備していくということこ

ろを目指して、順次進めている。また、2,000人以上の駅も順次、内方線整備を進めている。

その他の対策としては、すべての駅ではないが、一部エリアに監視カメラを使い、コントロールセンターでカメラを見て、お客様の動向を確認するということも行っている。全ての駅ではないが、順次拡大しているとしている。

点字ブロックの老朽化については、時期を定めて、設備点検を実施しており、点字ブロックに限らず、すべての設備の不具合、老朽化など危険個所がないかを目視により確認、不備があれば対策を行っている。

会長 : 点字ブロックの話が出たが、道路上はどうなっているのか。

道下) 辻係長 : 道路上の点字ブロックについては、各区役所において定期的なパトロールを行っており、その中で発見したり、市民の皆様からの通報があれば、適宜補修等を進めている。

会長 : 今それぞれからの回答があったが、よろしいか。

委員 : ホームドアについては、できるだけ急いでいただきたい。点字ブロックの老朽化は、東京の方で、点字ブロックがめくれていたところにつまずいて転落死亡した視覚障がい者の事例があるので、積極的に点検を行っていただきたい。

委員 : P13 に障がい者週間のことがあるが、今度障がい者週間の集いが12/8にふれあい広場で実施されるが、事業所の授産品など販売している。例えば、今年は7箇所だということだが、去年はもう少し多かった。数年前は20か所前後くらいあって、だんだん少なくなってきている。これは障がいのある方の社会参加する場所を閉ざしてしまうのではないかと危惧している。なぜこうなっているのかお伺いしたい。

委員 : 以前そのようにたくさんのブースがあったというのは存じ上げなかったが、市として授産施設の商品販売は力を入れているので、いただいたご意見はしっかり受け止め所管課に伝えていく。集約していくという考えは全くない。

委員 : 障がい者週間の集いであり、民間の方も協力してということで、今クリスマスマーケットと一緒にしているが、1日だけ障がい者の方たちが利用できる。以前は皆さん参加したいという声もあったが、だんだん授産施設の商品を売る場所がなくなっているが、今後は大丈夫と

いうことでいいか。

委員 : 確かにクリスマスマーケットにスペースを取られているということもあるようなので、ご意見を受け止め、進めていきたい。

委員 : よろしくをお願いします。

副会長 : 少し補足します。障がい者週間の集いの実行委員長をしております。H25年度当初は、まだクリスマスマーケットがまだふれあい広場を使っていなかったのもので、そのときは広場全体を使っていたので出店も多かったし、様々なことを行った。H27年度から12月中、クリスマスマーケットを開催されることとなり、障がい者週間は12/3～9までの一週間ですが、そのうちの日曜日の1日を使っているため、その日のみ撤去できないブースもあり、協力いただいているがすり合わせている状況。

クリスマスマーケットとコラボで行うメリット、デメリットがある。メリットは、多くの人がある。市民の方がたくさん来るので、相乗効果がある。

委員 : 障がい者の日ということ、障がい者週間です。一般の方は増えたかもしれないが、障がいのある方の参加が少なくなるとは意味がないと思う。

副会長 : それがデメリットの部分で、これからの課題。

委員 : 保健福祉審議会の時も発言したが、障がい者の日は保健福祉局の重点項目の一つであり、調整の責任は福岡市にもあると思う。啓発活動の柱の一つであるので、計画的に取り組んでいただきたい。

委員 : 福祉避難所はどこにあるのか。一般的な避難所はわかるが、精神、発達障がいの方が利用できる場所はどこに、こういった整備があるのかわからない。

委員 : 災害が発生した際に福祉避難所という形で事前に介護施設、障がい者施設などと契約を結んでおり、災害が発生した時点で福祉避難所を開設します。

委員 : ガイドラインのようなものがあるのか、実際に行ってみると、トイレが対応できないことがある。実態が見えないので、お尋ねした。

委員 : 福祉避難所は、総数としてお知らせしている。それぞれの避難所については、実際に避難される方がわかってから、その方に応じた場所をご案内する。

委員 : 福祉避難所と一般の避難所を区別したくはないが、設備などはいってみないとわからないため、合理的な配慮としてどうなのかは疑問である。

会長 : わかりました。この点についても研究し、課題としてほしい。

<その他>

【福岡市福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル 2014」改訂の概要について】
【次期福岡市バリアフリー基本計画の策定について】

会長 : 今の説明に対し、ご質問、ご意見あれば

委員 : 参考資料4の資料には、聴覚障がい者のことが何もない。今後、検討する際には、聴覚障がい者への対応もお願いしたい。

事務局 : 参考資料4は国の資料である。新たに作成するマニュアルでは、聴覚障がい者への対応として、新たに追加した項目もある。基本計画の見直しの際にも引き継ぎ、検討していく。

委員 : 承知した。ありがとうございます。

会長 : 本日は非常にたくさんの課題が出て、白熱した。事務局をはじめ担当の事業者でも十分に研究し、今後に生かしていただきたい。

委員 : P15の「まちづくりサポーター制度」について、とてもいい制度だなと期待しているが、1件とあるが、内容を知りたい。

事務局 : 昨年度は1件で中央市民センターの駐車場が重度障がい者、車いす利用者にとって使いづらいということで、サポーター制度を活用した。

今年度は既に2件活用していて、徐々に活用は増えている。

委員 : ありがとうございます。すごくいい制度だと思う。応募式ですか。

事務局 : 庁内で周知をしている。

会長 : 改めて、本日出た意見はしっかりと検討していただきたい。
では、事務局にお返しする。

<閉会>

事務局 : 本日はみなさま、大変熱心なご協議をありがとうございました。
本日いただいた意見を踏まえまして、今後とも関係機関等と協力しバ
リアフリーのまちづくりを進めていきます。